

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金斗争

第一節 概況

賃金闘争の背景

一九五一年における賃金闘争の背景にはなによりも朝鮮戦争以後顕著になった労働者階級の窮乏があげられなければならない。その詳細については第一部に明らかにされているがいまその要点を摘記すると、朝鮮戦争以後、労働時間は延長され、労働強度は増大したにもかかわらず、名目賃金の上昇は僅少にとどまり、その上インフレーションの高進によって生計費が増加したため労働者の生活はいちじるしく困難になったのであった。

しかるに一方各企業の収益状況は、使用総資本にたいする利益率が、五〇年上期には僅に三・二%に過ぎなかったにもかかわらず、二六年上期には一四・二%、同下期には一一・八%と、顕著な躍進を示したのである。このように企業収益が改善をみたとはいえ、人件費の比率は相対的に減退し、賃金の上昇としてあらわれなかった。

動乱以後、特需に関係のある産業と、関係のない産業との間にいちじるしい不均衡がもたらされ、又大企業と中小企業の収益条件もますます格差をひろげたことは賃金闘争に複雑な影響を与えざるをえなかった。又多くの企業は、景気対策としていつでも解雇できる臨時工を低賃金で広汎に採用したので、これがまた賃金水準の上昇をさまたげる死錘となった。

資本家の賃金対策

資本家の賃金対策については第三部で取扱われるが、ここではその基本的な問題についてのみ明らかにしておこう。朝鮮動乱以後の生産増加は、労働時間の延長と労働強化によってまかなわれたが、後者の問題において、重要な地位を占めたのはいうまでもなく賃金支払形態の改訂であった。すなわち、賃金支払形態について、資本は職階制導入の方向をめざしたといつてよいが、しかし現在の段階では完全な職階制を実施することは困難であるという見地から、過渡的な方途として、職階級あるいは職務給に能率給をリンクさせるということが主として考えられてきた。したがって、全体的には、賃上げを契機にして賃金体系を合理化し、生産能率を向上させるという傾向がみられたのである。

賃金闘争の特質

五一年の賃金闘争は、いわゆるベース・アップ闘争として特徴づけることができる。ベース・アップ闘争は、要求の形態としては平均賃金の増額であり、闘争の形態としては中央集約闘争であるといつてよい。ところがさきにもふれたように、動乱以後、大企業と中小企業の収益条件にアンバランスが生じたため、統一闘争が困難になった、もとより労働組合もこれに対処して、たとえば炭労の秋季

闘争におけるように企業規模別の集団交渉を採用したのであるが、闘争の過程において結局企業別の賃金闘争に分解し、各個撃破されざるをえなかったのである。このことから、闘争の規模は比較的大きかったにもかかわらず、成果はそれほどあがらなかったといつてよい。すなわち獲得した名目賃金の増額も、要求額の三分の一ないしは四分の一といった状態であった。その上、この程度の増額ですら、労働時間の延長、標準作業量の引上げ、単価の引下げ、職階制の導入等、総じて労働条件の悪化とひきかえに行われた場合が多かった。

なお五一年の賃金闘争において注目すべきことは、春季闘争においては炭労などにみられたように経済的な要求を正面に出したが、秋季闘争になると対日講和条約の問題とからんで、賃金闘争が著しく政治的な色彩を濃くしてきたことである。すなわち秋季闘争からは、民同の主導するベース・アップ闘争(経済闘争)が、その性格に多少変化をきたしたとみてよいであろう。たとえば総評、およびそのオヴザーパー組合で組織している労闘(労働法規改悪反対闘争委員会)では、八月一日、次のような闘争方針を決定している。

(1) 斗争態勢確立の時期

臨時国会開催目前の九月下旬、従って賃金改訂斗争の期間は大体八、九、一〇の三ヵ月位。

(イ)第一期 講和調印の時期(九月上旬)まで、この期間において諸物価値上反対斗争から賃金改訂要求をもちあげ、首切反対労働三法斗争を起点として闘い、平和推進国民大会を盛り上げこのような高まりの上に展開する。(このため、民間労組は、連絡調整を密にするように措置する。)

(ロ)第二期 調印から批准まで、この期間においては労働三法から選挙法改正にいたる一切の民主化法規の改悪を阻止し、賃金改訂斗争を有利に闘かうための院内斗争態勢の強化をはかる。特に民間においてはスト権の中央移譲をもつと強化し、九月下旬をもって斗争態勢の足並みを揃える。(単産の自主性強調による逐次戦闘加入の如き行き方は、今次斗争の特質に鑑み大いにこれを是正し、国会共闘等にみられるような時期のズレが生じないよう鋭意調整に努める。)従って、官公労大会及び状況によっては総評臨時大会の如きものも考慮し、啓蒙宣伝組織化による意識の高揚、斗争態勢の確立と相俟ってそのうねりの中から、非常事態宣言を発し、斗争態勢を最高度に発揮させるような方法をとる。

(2) 斗争目標

次の中から共通目標として労働三法改悪反対斗争を選定する。

- (イ) 平和運動の推進斗争
- (ロ) 労働法改悪反対斗争
- (ハ) 首切り行政反対斗争
- (ニ) 賃金改訂斗争

賃金要求の特質

炭労の春季闘争の賃金要求は、次の通りであった。

標準賃金額

一、算出方法

- 1 飲食物費について連盟の実態生計調査坑外夫五月分を基礎とした。
- 2 栄養量については熱量二、四〇〇カロリー、蛋白八〇グラムを下廻らぬよう、実態生計費の検討を行った。
- 3 家族構成については本年六月の坑外夫(含保護坑夫)全国平均二八六人から明年一月以降は二九人程度と推定し二九人を使った。(各山においてはその実態平均扶養家族数を使うのが適当である。)

4 物価変動については総理庁C・P・1全都市食料指数によることとし、本年六、八月の傾向から一二月の傾向値を求め、これによって一二月の物価水準における飲食物費を算出した。

5 米価改訂による値上り分は政府内定案によって算出した。

6 社会費はエンゲル系数を使用し、飲食物費との比を五〇:五〇として算出した。

7 坑外夫賃金は以上の方法で直接生計費により算出したが、坑内夫賃金については手取比を一五〇:一〇〇として坑外夫賃金から換算した。(各山においては夫々の実情に依り坑内外比を決定されたい)。

8 税金換算は地方税(均等割四〇〇円、所得割一八%)をも含めて現行税制で行った。

二、算出

1 実態生計費(平均世帯人員 3.881人 平均消費単位 2.763)

費目	金額(円)	%
穀物費	2,386	29.0
食物費	1,762	21.4
飲食物費	4,148	50.4
嗜好品費	1,086	13.3
住居費	210	2.6
水道光熱費	57	0.7
被服身廻品費	1,187	14.4
社会文化費	1,554	18.7

計 8,232 100.0

2 二・九人家族に換算

二・九人家族の消費単位… $1 + 1.9 \times \{(2.763 - 1) \div (3.881 - 1)\} = 2.163$

二・九人家族飲食物費… $4,148 \text{円} \times (2.163 \div 2.763) = 3,248$

3 物価指数による換算

食料指数の一二月傾向値…136.0

五月の食料指数…121.7

一二月分飲食物費… $3,248 \text{円} \times (136.0 \div 121.7) = 3,630$

4 米価の値上り加算

米価の値上り額…105円

米価を含めた合計額… $3,630 \text{円} + 105 \text{円} = 3,735 \text{円}$

5 社会費を含めた合計額… $3,735 \div 0.5 = 7,470 \text{円}$

6 税金及び負担費を加算

税金及び負担費

国税	地方税	失業保険	健康保険	厚件年金	計
----	-----	------	------	------	---

683円	157	89	248	120	1,297
------	-----	----	-----	-----	-------

$7,470 \text{円} + 1,297 \text{円} = 8,767 \text{円}$

7 基準賃金

基準外賃金の基準賃金に対する割合…0.25

$8,767 \div 1.25 = 7,014 \dots\dots$ 月額

$7,014 \div 25 = 281 \text{円} \dots$ 坑外夫日額

8 坑内夫賃金

坑外夫手取月額…281円×25－877円(税込負担費)=6,148円

坑内夫手取月額…6,148円×1.5=9,222円

国税 地方税 失業保険 健康保険 厚生年金 計

967円 208 107 120 275 1,677

9,222+1,677円=10,899……月額

10,899円÷22=496円…坑外夫日額

右にみられるように炭労の賃金要求は、石炭鉱業連盟の実態生計費を基礎としたものであり、物価変動については総理庁のCPIを使用している。

又、全織同盟綿紡部会が、四月一七日紡績協会に提示した賃金要求は次の通りである。

要求額

1 綿紡最低地区 新制中学卒業者(満一五歳)初任給四、六〇〇円(税込)

2 食費(一ヵ月)一、三五〇円

3 実施期日 昭和二六年三月

算出基礎

1 初任給四、六〇〇円の算出は次の式による。

(A) (B) (C) (D)

$(18,280円84 \times 0.835) \times (35.08 \div 114.15)(0.3073) = 4,626円11$

(E)

$4,626円11 \times 0.9 = 4,163円50 \div 4,150円00$ (F)

$4,150円00 + 285円00 + 108円00 + 68円00 + 47円00 = 4,658円00 \div 4,600円00$

所得税 健保料 厚保料 失保料

(註)(A) 18,028円84

CPS東京都二五年四月一六月平均五人換算(三〇・四日)金額に二十五年四月一六月＝一〇〇とする二十二年三月の物価の上昇率を乗じて得た金額である。

物価の上昇の生計費に対するはね返りを算出する方法としては二十五年四月一六月平均東京都CPSを消費品目の支出金額の構成比率に分析し、更に二十五年四月一六月＝一〇〇とする東京都消費物価指数(物価庁、東京商工会議所、日銀の諸物価調査を併用)に前記CPSの支出金額によるウエイトを乗じて加重平均した品目別或は分類別指数を基準時支出金額に乗じる方法を採用した。

備考 二五年四月一六月を基準とした理由は朝鮮事変前の一応の安定期であること、前回の賃金値上当時の経済的背景をなしていたことに基く。

物価上昇率の算定にCPIを採用しなかった理由は

(I) CPIのウエイトが周知のように昭和二三年度平均と云うような古いものである。

(II) CPIは規格を無視した実効価格である爲、品質度が考えられていないこと。

等の為による。

(B) 0.835……二十五年五月特別CPSによる綿紡最低地区地域差指数であり、それは下記の方法で算出された。

以上から次の地区を最低地域とみて、同地域における綿紡所在工場の市町を選び最も指数の低い都市を更に抽出して算出すれば次の如く八三・五となる。

地域	都市	指数
----	----	----

北陸	新潟市	84.0
----	-----	------

	長野市	83.1
--	-----	------

東北	郡山市	84.2
----	-----	------

	中村市	82.9
--	-----	------

四国	丸亀市	84.7
----	-----	------

	観音寺町	83.6
--	------	------

山陰	出雲市	81.7
----	-----	------

(C) $35.08 \div 114.15 \cdots$ 世帯人員別生計費係数による換算系数

$35.08 \cdots 1$ 人 $114.15 \cdots 5$ 人 4人=100

(D) 4,626円11 \cdots 綿紡最低地区一人一ヵ月生計費金額

(E) 0.9 \cdots 寮生減率係数

(F) 4,600円00 \cdots 綿紡最低地区新制中学校卒業者(満齡一五歳)初任給(税込)

2 食費(一ヵ月)1,350円の算出理由は次の通りである。

二十六年三月の飲食費増加率は二十五年四月一六月= 100 に対し 115.4% である。したがって徴収食費は次の通りとなる。

$1,170$ 円00(現行) $\times 1.154 = 1,350$ 円18 = 1,350円00

(註) $1,154 \cdots 9,459$ 円03 $\div 8,197$ 円18 = 1,153.9 = 1,154

(イ) 9,459円03 \cdots 物価上昇のはね返りによる26/3月の飲食費

(ロ) 8,197円 \cdots 25/3月平均飲食費

3 要求金額の算出方法よりいって、実施期は当然昭和二十六年三月度よりとなる。

右にみられるように綿紡部会の賃金要求は、生計費の基礎を総理庁統計CPSにもとめ、物価上昇率の算定についてはCPIに欠陥があるとして、東京都消費財物価指数その他を併用している。

以上二つの事例を通して賃金要求の特質をみると、終戦後の一時期にふうびした理論生計費に基づく要求の形式はかげをひそめ、主としてCPS, CPI等の政府統計に依拠していることが知られるであろう。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
